

令和2年6月12日

「感染が拡大している地域として本学が別に定める地域」について

「感染が拡大している地域として本学が別に定める地域」として、下記3条件のいずれかに該当する都道府県とします。

- ① 緊急事態宣言が発令されている都道府県
- ② 都道府県で独自の「緊急事態宣言」等を宣言している地域
- ③ 過去2週間の累積感染者が100名を超えている地域

令和2年6月12日現在における対象地域は次のとおりです。

上記①～③の対象は東京都、福岡県となりますが、秋田県からの自粛要請が次のとおり緩和されております。

「北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県との往来は、6月18日まで真にやむを得ない場合を除き避ける。2週間程度の外出の自粛依頼についても、5月31日で終了する。」

これを受けて、「感染が拡大している地域として本学が別に定める地域」としていた48都道府県につき、全てを解除します。

よって、“2週間の登校を禁止”を要請する都道府県はありません。

ただし、6月18日（木）までは、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県へは真にやむを得ない場合を除き移動は避け、止む得ず移動する場合は学生チームまで、その旨を届け出るとともに、2週間程度は検温等の健康観察をしっかりとこなして下さい。

なお、「感染が拡大している地域として本学が別に定める地域」の次回更新は6/19（金）の予定です。

以上